

第2期 旭川市学校教育基本計画 (素案)

平成31年度 ～ 平成39年度
(2019年度 ～ 2027年度)

ふるさと旭川から未来へ

平成31年(2019年) 月
旭川市教育委員会

目 次

I 旭川市学校教育基本計画について		
1 計画策定の趣旨	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の位置付け	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 計画の構成	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 教育を取り巻く現状と課題		
1 社会状況の変化	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 人口減少と少子高齢化の進展		
(2) グローバル化と高度情報化の進展		
2 教育を取り巻く状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 子どもの状況及び子どもを取り巻く状況		
(2) 教育に関わる国の主な動向等		
3 第1期計画の取組の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III 基本理念		
	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
IV 目指す子ども像		
	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
V 目標と基本施策及び指標		
目標1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進		
基本施策2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進		
基本施策3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進		
目標2 子どもたちの学びの環境を整える	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
基本施策4 子どもたちの安全対策の充実		
基本施策5 教育環境の充実		
目標3 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進		
基本施策7 学校の教育力の向上		
計画の体系	・・・・・・・・・・・・・・・・	14

VI 取組

取組 1	旭川市確かな学力育成プランに基づく取組の推進	15
取組 2	新しい時代に対応した教育の推進	16
取組 3	豊かな心を育む教育の充実	16
取組 4	いじめや不登校等への対応の充実	17
取組 5	豊かな感性を育み情操を培う教育の充実	17
取組 6	学校体育と学校保健の充実	18
取組 7	食育と学校給食の充実	19
取組 8	ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実	19
取組 9	一人一人のニーズに対応した教育の充実	20
取組10	危機管理体制の整備	21
取組11	安全教育と安全対策の充実	22
取組12	教材・教具の整備	22
取組13	施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進	23
取組14	小・中学校の適正配置の推進	23
取組15	教育機会均等のための経済支援	24
取組16	学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進	25
取組17	教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進	26
取組18	学校における指導体制の充実	26

VII 計画の推進

	27
--	----

資料編

指標一覧	1
用語と解説	4

※平成31年5月以降の元号が未定であるため、本計画においては、現在の元号を使用しています。

I 旭川市学校教育基本計画について

1 計画策定の趣旨

旭川市教育委員会では、中・長期的な視点に立って学校教育行政を計画的・総合的に推進するため、平成21年9月に旭川市学校教育推進基本方針を策定し、その基本理念である「夢や目標に向かい力強く未来を拓く 旭川の子どもの育成」の実現に向け、平成22年8月に「旭川市学校教育基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、具体的な教育施策を位置付け計画を推進してきました。

第2期旭川市学校教育基本計画（以下「第2期計画」という。）は、第1期計画が平成30年度に終了することから、これまでの取組を総括し、成果と課題を整理するとともに、学習指導要領の改訂や国の第3期教育振興基本計画などを踏まえ、今後の学校教育の計画的な推進に向けての基本的な方向性と、それを実現するための具体的な施策を体系的に示すものです。

2 計画の位置付け

第2期計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定するもので、平成28年度を始期とする第8次旭川市総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、本市が目指す都市像「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向け、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する「旭川市教育大綱」や各種関連計画との整合性や調和を図り、学校教育が果たす役割や具体的方策を整理するものです。

3 計画期間

総合計画が、平成28年度から平成39年度までの12年間の計画期間としていることや、本市の社会教育行政の計画的な振興を定めた「旭川市社会教育基本計画」が「総合計画」に終期を合わせていることから、第2期計画も平成39年度を終期とする9年間の計画期間とします。

また、国の教育制度の改正や社会情勢の変化等を踏まえて、計画期間の半ばである平成35年度に見直しを行います。

区 分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
第8次旭川市総合計画	平成28年度から平成39年度まで（12年間）								
第2期旭川市学校教育基本計画	平成31年度から平成39年度まで（9年間）								
旭川市社会教育基本計画	平成28年度から平成39年度まで（12年間）								

4 計画の構成

第2期計画は「本編」と「事務事業編」で構成します。「本編」では、教育を取り巻く現状や課題、第1期計画で明らかとなった課題等を踏まえ、設定した3つの目標の達成に向け、7つの基本施策に基づく18の取組を示します。「事務事業編」では、毎年度の事務事業をとりまとめて作成します。

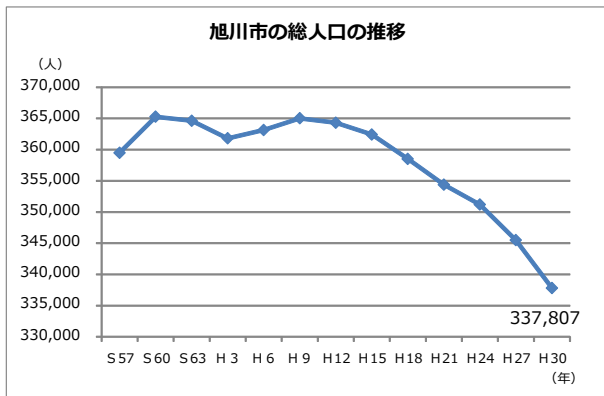
Ⅱ 教育を取り巻く現状と課題

1 社会状況の変化

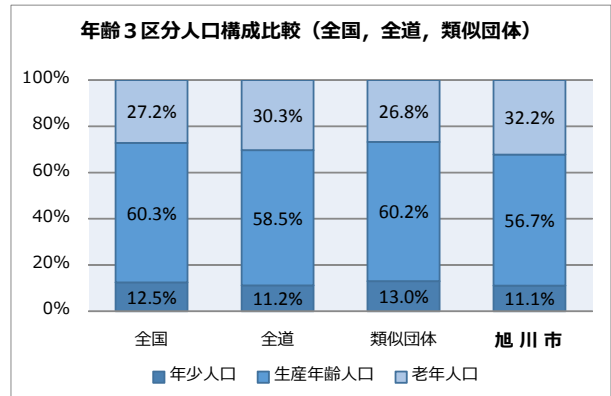
(1) 人口減少と少子高齢化の進展

日本の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少傾向となっており、本市の人口も昭和58年に36万人を超え、以後平成17年まで36万人台を維持していましたが、近年は減少傾向が続いています。

特に全人口に占める年少人口の割合は北海道の平均とほぼ同じですが、全国平均や本市と同規模程度の人口30万人から40万人の中核市（以下「類似団体」という。）の平均よりも低い一方、老年人口の比率は他の自治体等よりも高く、少子高齢化が進行している状況となっています。



※ 出典：住民基本台帳(昭和57年から平成24年は10月末、平成27年及び平成30年は、11月1日現在)



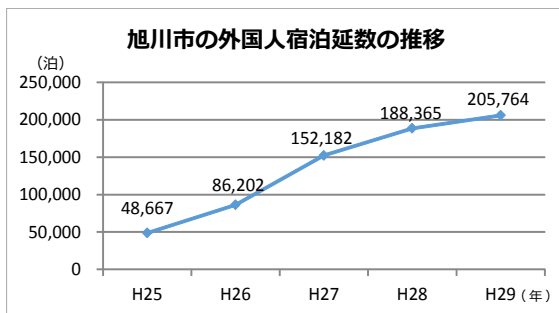
※ 出典：総務省平成30年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)

(2) グローバル化と高度情報化の進展

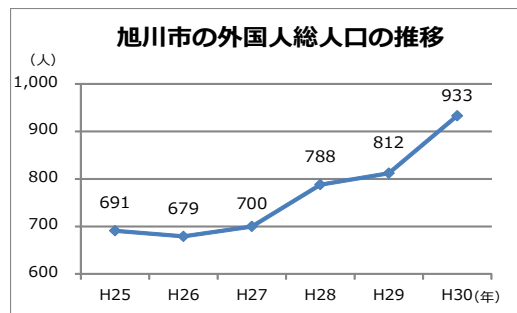
情報通信や交通分野での技術革新などにより、世界との距離は近づいていると言われています。

本市においても、国際定期便の就航により外国人の旅行者や渡航者が増えているほか、本市に居住する外国人の数も平成26年から平成30年までの5年間で約1.5倍になるなど、日常的に外国人と接する機会が増えています。

また、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、場所や時間にとられない柔軟な働き方ができるようになったり、AIロボットが受付したり、掃除をするなど、高度情報化により、働き方やライフスタイル等も変化してきています。



※ 参考：旭川市観光入込客数調査より



※ 出典：住民基本台帳(各年1月1日現在)

2 教育を取り巻く状況

(1) 子どもの状況及び子どもを取り巻く状況

小中学校の児童生徒の学力については、PISA（OECD生徒の学習到達度調査）や「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」等の国内外の学力調査結果が近年改善傾向にあり、学習時間についても増加傾向にあるとの民間の調査結果もあります。また、「小中学生の意識調査（内閣府）」では、児童生徒の9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足していると回答しています。

一方で、学ぶことと人生や社会とのつながりを実感しながら課題の解決に主体的に生かしていくことに課題が見られるほか、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が横ばいであること、子どもたちの自己肯定感が諸外国と比べて低い傾向にあることなども課題として挙げられています。

子どもの体力については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）」で、ゆるやかな改善傾向が見られるものの、運動する子としない子の二極化が見られることが指摘されています。子どもの健康や安全については、朝食を欠食する児童生徒の割合が増加していたり、暴力行為の発生件数、いじめや不登校に関わる児童生徒数は依然として相当数に上っていたりするなど、健康課題や生徒指導面での課題も見られます。

子どもを取り巻く状況については、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある一方、授業においてコンピュータを使っている生徒の割合はOECD加盟国で最も低い水準にあります。また、子どもがSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に荷担してしまうなど、情報化の進展に伴う社会の変化により子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

子どもの貧困の問題については、「平成28年度国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、17歳以下の貧困率は13.9%であり、12年ぶりに改善となったものの社会的な課題となっています。

(2) 教育に関わる国の主な動向等

平成27年6月	・学校図書館法の改正（平成28年4月施行 学校司書配置の努力義務化 など） ・学校教育法の改正（平成28年4月施行 義務教育学校の制度化 など）
平成28年12月	・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定 （平成29年2月施行 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保 など）
平成29年3月	・文部科学省「小学校及び中学校新学習指導要領」の公示 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年4月施行 コミュニティ・スクールの努力義務化 など）
4月	・教育公務員特例法の改正（平成29年4月施行 校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など）
平成30年4月	・「第3期教育振興計画」の閣議決定

3 第1期計画の取組の状況

第1期計画では、基本理念「夢や目標に向かい 力強く未来を拓く 旭川の子どもの育成」の実現に向け、4つの目標を設定し、6つの基本施策、14の取組を位置付け、毎年度の点検・評価により成果や課題を明らかにしながら教育施策を推進してきました。第1期計画期間においては、一定程度の成果や効果を得ることができましたが、一層の工夫・改善を図ったり更に継続したりすることが必要な取組も見られました。

そのため、第2期計画においては、第1期計画の成果は継承しつつ、改善を図り、教育施策の更なる充実・発展を目指す必要があります。

以下、第1期計画の基本目標に位置付けた基本施策ごとの「主な取組」、成果指標に基づく「取組の状況」、「今後の方向性」をまとめました。

【基本目標1】家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

子どもの教育に直接携わる教職員の資質能力の向上を図るとともに、中学校の通学区域を単位とした小中連携を促進したほか、学校運営の改善を目指す学校評価等を通じ、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、地域の教育力を活用した教育活動の充実を図るなど、家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりを推進しました。

【基本施策1】学校・家庭・地域の連携の推進

<基本施策と主な取組・施策事業>

主な取組1

「9年間を見通した教育活動の推進」

- ・旭川市小中連携・一貫教育推進プランの策定
- ・小中連携コーディネーターの配置
- ・小中学校合同研修の推進

主な取組2

「家庭や地域との連携の推進」

- ・旭川市地域まちづくり推進協議会との連携
- ・通学区域の見直し
- ・学校評価の充実

<取組の状況>

小中連携の取組として、教科の指導内容や指導方法に関する合同研修などの実施状況が小中学校ともに5割以上となっており、特に中学校では7割以上の学校で小学校と連携した取組がなされました。

また、通学区域の見直しについては、15校となっていますが、平成30年度及び平成31年度にそれぞれ1校ずつ見直しがなされ、13校となる見込みです。

	当初値 (H25)	実績値 (H29)	目標値 (H30)
教員の交流や合同研修、教育課程の接続など、近隣の小・中学校と連携を行っている学校の割合			
小学校	6.3%	5.7%	6.8%
中学校	6.2%	7.5%	6.7%
1つの小学校から複数の中学校に進学する通学区域			
小学校数	16	15	9

＜今後の方向性＞

小中連携について、これまで各中学校区で様々な取組を行っているものの、そう認識している学校の割合は、まだ低い状況です。また、通学区域については、市民委員会などの地域コミュニティと一致しないものがあるなど、学校と地域との協働が進みづらい状況があります。

そのため、「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」に基づき、9年間を見通した教育活動を促進していきます。また、「旭川市小・中学校適正配置計画」に基づき、小・中学校の通学区域の見直し等を進めるとともに、これまで推進してきた小中連携や家庭・地域との協働を基盤として、各学校にコミュニティ・スクールの導入を進めます。

【基本施策2】教職員の資質能力の向上

＜基本施策と主な取組・施策事業＞

主な取組 1

「教職員の資質能力の向上に向けた取組の充実」

- ・指導力の向上を図る研修の充実
- ・学校訪問指導の実施
- ・服務規律保持への取組

当初値（H21） 実績値（H29） 目標値（H30）

教員が校外の研修に積極的に参加できている学校の割合

小学校	96%	98%	100%
中学校	97%	99%	100%

＜取組の状況＞

教員が校外の研修に積極的に参加できるようにしている学校は、小・中学校ともに9割以上となっています。また、教育委員会の指導主事等が学校経営全般や教科・領域等に関する指導・助言を行い、教職員の資質能力の向上や本市の学校教育の充実に努めました。近年では、多様化・複雑化する教育課題の解決を図るための研修の機会が増え、訪問指導の実施回数が増加傾向にあります。

＜今後の方向性＞

教職員には、様々な教育課題に対応するための資質能力の向上が求められており、研修等への参加が必要となっています。一方で、教職員の業務が複雑化・多様化し、忙しさや負担感などが課題となる中で、研修への参加が教員の負担となる場合もあります。そのため、働き方改革の視点も盛り込みながら、各種研修会や学校訪問指導等の機会を通じ、新たに求められている教育課題等の解決に結びつくよう、教職員の指導力等の向上を図る取組の充実に努めます。

【基本目標2】確かな学力を育成し、社会で自立的に生きていく基礎を培う教育の推進

各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視した指導、国際社会で生かすことができる実践的な力を育成する指導、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実に努め、確かな学力を育成する教育を推進しました。

【基本施策3】基礎・基本を重視し確かな学力を育成する教育の推進

<基本施策と主な取組・施策事業>

主な取組 1

「基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実」

- ・教育課程の編成・実施の指針となる資料の作成
- ・補充的な学習等の充実
- ・学生ボランティア等の活用
- ・国際理解教育及び外国語教育の推進
- ・学習習慣の確立に向けた取組の推進

主な取組 2

「学習意欲の向上を図る教育環境の整備」

- ・少人数学級編製の推進
- ・ティーム・ティーチング，少人数指導等に関わる教職員配置の推進
- ・教材・教具の整備

主な取組 3

「特別支援教育の充実」

- ・特別支援教育推進体制の充実
- ・関係機関との連携・協力による支援体制の整備
- ・道立高等支援学校への支援

<取組の状況>

全国学力・学習状況調査の結果では、「国語及び算数・数学の授業の内容はよく分かる」と回答した児童生徒は、小学校で約8割、中学校で約7割となっており、小・中学校いずれも増加傾向が見られます。また、「家で自分で計画を立てて勉強している」と回答した児童生徒は、小・中学校ともに増加傾向にあり、「授業以外に普段勉強を全くしない」と回答した児童生徒は減少しています。

教育上特別な支援を必要とする児童生徒のうち、9割を超える児童生徒を対象に「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成しました。

当初値（H21） 実績値（H29） 目標値（H30）

国語及び算数，数学の授業の内容はよく分かると思うと回答した児童生徒の割合			
小学校	74%	83%	86%
中学校	66%	73%	77%
家で自分で計画を立てて勉強している児童生徒の割合			
小学校	52%	71%	65%
中学校	43%	53%	52%
授業以外に普段勉強を全くしない児童生徒の割合			
小学校	7%	1%	0%
中学校	11%	8%	5%
個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率			
	63%	94%	100%

<今後の方向性>

基礎・基本の確実な定着と家庭学習の習慣化はともに改善傾向ですが、課題の解決に自ら考え取り組むことや家で自分で計画を立てて勉強に取り組むことを苦手とする児童生徒が少なからず見られます。

そのため、全国調査等の結果なども踏まえ、学校における授業改善や落ち着いた学習環境づくり、家庭学習を含めた望ましい学習習慣づくりの取組や支援を行い、児童生徒の基礎・基本の確実な定着を図ります。また、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現や、情報教育及び英語教育などの新しい時代に対応した教育の充実を図ります。

また、特別支援教育については、今後も、児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育が求められています。そのため、障害のある児童生徒や帰国・外国人児童生徒等に対し、個々の実態に応じた支援を行う上で必要な人材の確保や関係機関との緊密な連携、相談支援体制の整備、研修の機会の提供など、特別支援教育の一層の充実を図ります。

【基本目標3】豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

児童生徒の人格のよりよい発達を促し、生命を大切にする心や他を思いやる心などの豊かな心や、たくましく生きるために必要な健康の保持増進や体力の向上を図るなど、健やかな体の育成を図る教育を推進しました。

【基本施策4】豊かな心を育成する教育の推進

<基本施策と主な取組・施策事業>

<p>主な取組1 「道徳教育の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間に関する研修の充実 ・体験活動の充実 	<p>主な取組2 「読書活動の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館図書整備 ・学校司書の配置 ・朝の読書活動等の推進
<p>主な取組3 「文化・芸術に親しむ活動の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術に親しむ機会の充実 ・文化活動の推進に対する支援 	<p>主な取組4 「いじめや不登校などへの対応の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・非行防止に向けた取組の推進 ・いじめの早期対応・早期解決のための体制整備 ・スクールカウンセラーの配置 ・旭川市適応指導教室「ゆっくらす」の運営

<取組の状況>

「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」と回答した児童生徒や「学校のきまり（規則）を守っている」と回答した児童生徒は、9割を超えています。一方、「自分には良いところがあると思う」と回答した児童生徒は、小・中学校ともに増加傾向にあるものの、小学校で約8割、中学校で約7割にとどまっています。

また、「いじめはどんなことがあってもいけないと思う」と回答した児童生徒は、小・中学校ともに9割を超えています。

	当初値 (H21)	実績値 (H29)	目標値 (H30)
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合			
小学校	65%	77%	78%
中学校	62%	68%	68%
人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合			
小学校	89%	94%	98%
中学校	90%	95%	97%
学校のきまり（規則）を守っている児童生徒の割合			
小学校	86%	92%	96%
中学校	87%	94%	97%
いじめはどんな理由があってもいけないと思う児童生徒の割合			
小学校	94%	98%	100%
中学校	91%	94%	100%

<今後の方向性>

児童生徒一人一人の思いやりや規範意識を醸成し、自己肯定感をさらに高める必要があります。また、いじめや不登校の対応では、児童生徒を主体とした計画的・組織的な未然防止等の取組を一層充実することが大切です。

そのため、ボランティア等の多様な体験活動や、地域人材等を活用した学習活動、自己の考えを深める道徳科の学習等を通して、児童生徒がよりよく生きるための道徳性を養う教育の充実を図ります。また、引き続き児童生徒が主体的となった取組を推進するとともに、児童生徒一人一人の心に寄り添いながら、学校と家庭、関係機関等が連携し、いじめや不登校等の解消に取り組みます。

【基本施策5】 健やかな体を育成する教育の推進

<基本施策と主な取組・施策事業>

主な取組1

「学校体育の充実」

- ・教科体育や体育的行事の充実
- ・運動に親しむ活動の推進

主な取組2

「学校保健，学校給食，食育の推進」

- ・学校保健の充実
- ・学校給食の充実
- ・学校における食に関する指導の充実

<取組の状況>

男女で傾向に違いはあるものの、「体育・保健体育の授業は楽しい」と回答した児童生徒は、小・中学校ともに約9割となっています。また、ほとんど毎日運動している児童生徒の割合は増加傾向にあるものの、小・中学校ともに約7割にとどまっています。

学校給食については、地場産物を使用する取組を進めていますが、安定的に数量を確保することが難しいこともあり、その割合は1割から2割程度にとどまっています。

	当初値 (H21)	実績値 (H29)	目標値 (H30)
体育・保健体育の授業は楽しいと思う児童生徒の割合			
小学校	93%	94%	94%
中学校	90%	90%	89%
ほとんど毎日運動している児童生徒の割合			
小学校	54%	70%	57%
中学校	66%	72%	71%
学校給食における地場産物を使用する割合			
	24%	12%	30%

<今後の方向性>

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小・中学校ともに体力合計点が全国平均を下回っていることから、本市の児童生徒の状況を踏まえた体力向上の取組が必要です。また、学校給食については、地産地消の取組などを通じた食育の充実や安全・安心な学校給食の提供が求められています。

そのため、体育・保健体育の授業改善や体力向上に係る1校1実践の推進、スキー学習の実施などによる年間を通じた運動機会の確保のほか、家庭と連携した運動習慣や望ましい生活習慣の定着、各種疾病の予防を図り、児童生徒の体力向上や健康の保持増進に取り組みます。

また、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食の事故防止の徹底や効率的・安定的な提供のための取組、給食費の公会計化を進めます。

【基本目標 4】安心して学び、安全に過ごすことができる教育環境の整備

子どもたちを事故や犯罪から守るために必要な安全教育や安全対策を推進するとともに、各種の環境衛生活動や施設の整備により安全な学校施設を確保するほか、学校の適正配置や就学費用に対する助成を行うなど、安心して学び、安全に過ごすことができる教育環境を整備しました。

【基本施策 6】安全・安心な教育環境の整備

<基本施策と主な取組・施策事業>

主な取組 1

「安全教育・安全対策の充実」

- ・安全教育の推進
- ・安全対策の推進

主な取組 2

「学校施設・設備等の充実」

- ・快適な学習環境の確保
- ・安全・安心な学校施設の整備
- ・就学助成の推進
- ・適正規模による学校配置の推進

<取組の状況>

関係機関と連携した防犯教室や防犯訓練のほか、交通安全教室や避難訓練等については、地域や関係機関の協力を得て全ての小・中学校で実施されています。

耐震改修予定校の耐震補強工事は平成27年度に完了していますが、改築予定校の着手は予定より遅れています。

学校の適正配置については、対象校のうち地域の合意形成がなされた割合は約4割程度にとどまっています。

当初値（H25） 実績値（H29） 目標値（H30）

関係機関と連携した防犯教室、防犯訓練を実施している学校の割合

46% 100% 100%

当初値（H21） 実績値（H29） 目標値（H30）

改築予定校の改築着手率

0% 33% 50%

適正配置対象校のうち、過小規模校及び小規模校の統合に向けた合意形成校の割合

23% 37% 57%

<今後の方向性>

全国的に自然災害や児童生徒に関わる事故等が多発しており、さらなる安全対策などが必要です。学校施設の増改築等については、本市の厳しい財政状況から、目標より低い進捗となっています。また、学校の適正配置についても、計画どおりに進んでいない状況です。

そのため、児童生徒に危機対応能力を育成するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携した安全教育の充実を図ります。また、自然災害や事故等の発生に備え、危機管理マニュアルの見直し、新たな危機事態を含めた危機管理体制を整備します。学校施設の老朽化や耐震化については、施設設備の保守点検や計画的な改修・増改築等を行います。小・中学校の適正配置計画は平成32年度から始まる第2期の期間に向けて点検・見直しを行います。

Ⅲ 基本理念

ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成

雄大な大雪山連峰と大小130もの河川に囲まれた自然豊かな旭川の歴史の中で培われた伝統、文化、産業への理解を深め、このまちに暮らす多様な人々との様々な形での交流を通じて、生まれ育ったふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、力強く未来へとはばたく子どもを育成します。

現在は、情報化やグローバル化などの社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展しています。このような社会の中で子どもたちが生き抜くためには、学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」－確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）の調和のとれた育成－に加え、変化を前向きに受け止める柔軟さや可能性に挑戦する力を育てていくことが求められています。

本計画の策定に当たって平成30年5月に開催したまちづくり対話集会や、同年7月に実施した「旭川市の児童生徒の教育に関するアンケート」では、子どもたちが確かな学力を身に付けることや、様々な経験を重ねる中でコミュニケーション能力を身に付け、心身ともに健やかに成長することを望む回答が多く寄せられました。また、この地を切り拓いた先人たちにより連綿と受け継がれてきた伝統・文化や、子どもたちが住むこのまちで学び、働き、暮らしている人々との様々な出会いや交流は、自分たちが育ったまちを知り、実感し、ふるさとへの愛着を深めるために大切であるとの意見もいただきました。

四季折々の豊かな自然と充実した都市機能を合わせ持つ私たちのふるさと旭川。子どもたちが、「旭川で学んで良かった」「どこで暮らしても旭川で学んだことで自信を持って生きていける」などを実感し、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて、未来へと力強くはばたいていくことを強く願い、基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」を掲げます。

Ⅳ 目指す子ども像

基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」に向け、子どもたちが自ら描いた夢や希望の実現へと前進する中で仲間と支え合い、協力し合いながら「生きる力」を育み、どの子どももこれからの社会で豊かな人生を歩むことを願い、「目指す子ども像」を次のとおり設定します。

◆ 自ら考え、仲間とともに学ぶ子ども

自分のやるべきことを見つけて行動するとともに、他者の考えに耳を傾け、協働して様々な課題を解決していくことができる力を身に付けます。

◆ 自分と仲間を愛し、心豊かな子ども

自分のよさや可能性を見出すとともに、他者の持つ価値観を尊重し、コミュニケーション力を高め、感性を磨きます。

◆ 心身ともにしなやかでたくましい子ども

意欲や気力が充実し、生涯にわたって健康で過ごせる体力を養います。

Ⅴ 目標と基本施策及び指標

目指す子ども像の実現に向けて、次のとおり3つの目標と7つの基本施策を設定します。

また、計画期間内における各基本施策の成果を分かりやすく示すため、「基本施策を実施した成果等を客観的数値として把握できる指標」、「基本施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を表す指標」、「基本施策を実施した成果について、子どもの実感を問う指標」を設定することとし、7つの基本施策に26の指標を設定します。(資料編1Pに再掲)

目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応し、自立して生きていく力を培い、誰もが輝き未来へはばたく教育を推進します

社会の急速な変化が、子どもたちを取り巻く生活環境に多大な影響を及ぼす時代にあっても、学校教育においては、教育基本法にうたわれた教育の目的や理念を踏まえ、子どもたちがよりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが大切です。

そのため、本計画においては「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」を目標1と位置付け、その実現に向けて、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成する教育、子どもたちの多様な個性を伸ばす教育に取り組み、どの子どもにも、社会の変化に柔軟に対応しながら自立して生きていく力を培い、自分の夢の実現やふるさと旭川の発展に向かって、未来へはばたく教育を推進します。

基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進

- 指標① 全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学において正答数が少ない層の児童生徒の割合
- 指標② 課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合
- 指標③ 学習のきまりを守っている児童生徒の割合
- 指標④ 児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合
- 指標⑤ 英語の授業において、児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っていると回答した教員の割合

基本施策2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

- 指標⑥ 自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合
- 指標⑦ 進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合
- 指標⑧ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思ふ児童生徒の割合
- 指標⑨ 適応指導教室や児童相談所等の専門機関や医療機関等において相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合
- 指標⑩ 学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合
- 指標⑪ 1週間当たりの総運動時間（体育・保健体育の授業を除く）が7時間以上の児童生徒の割合
- 指標⑫ 学校給食が好きだと思ふ児童生徒の割合

基本施策3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進

- 指標⑬ 旭川の人材や施設等を効果的に活用するなど、特色ある教育活動に取り組んでいる学校の割合
- 指標⑭ 特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合

目標2 子どもたちの学びの環境を整える

子どもたちの安全・安心を確保し、生き生きと学ぶことができる環境づくりを推進します

自然災害や様々な事故、高度情報化に伴う新たな課題などから子どもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を整えることが必要です。また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図るための支援に努めることは、全ての大人の責務です。

そのため、本計画においては「子どもたちの学びの環境を整える」を目標2と位置付け、その実現に向けて、子どもたちの安全対策の充実と教育環境の充実に取り組み、危機管理体制の整備や安全教育の充実、学校の教育環境の整備、教育機会均等のための経済的な支援の充実などを図り、子どもたちが生き生きと学ぶことができる環境づくりを推進します。

基本施策4 子どもたちの安全対策の充実

- 指標⑮ 学校安全計画の検証・見直しをしている学校の割合
- 指標⑯ 自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合

基本施策5 教育環境の充実

- 指標⑰ 普通教室における大型提示装置（テレビ）の整備率
- 指標⑱ 普通教室における無線LANの整備率
- 指標⑲ 耐震性のない学校における耐震化の実施率
- 指標⑳ 適正な学校規模の確保
- 指標㉑ 小・中学校の通学区域の整合性
- 指標㉒ 就学援助制度についての周知

目標3 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる

学校種間の連携や地域とともに歩む教育を推進し、学校の教育力を高めます

子どもたちが健やかに成長するためには、学校はもとより、家庭や地域が教育の場としての機能を発揮し、地域全体で子どもたちを育てることが重要です。また、高い専門性を有する教職員が組織的に教育活動を行い、子どもたちのよりよい成長を促すことが必要です。

そのため、本計画においては「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」を目標3と位置付け、その実現に向けて、学びを支える連携・協働の推進と学校の教育力の向上に取り組み、学校種間の連携を基盤としたコミュニティ・スクールの推進や教職員が子どもと向き合う環境づくりのための働き方改革の推進、学校における指導体制の充実などを図り、学校の教育力を一層高めます。

基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進

- 指標㉓ 中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合
- 指標㉔ 教育活動の質的向上に向け、保護者や地域の住民との協働による取組を行っている学校の割合

基本施策7 学校の教育力の向上

- 指標㉕ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員の割合
- 指標㉖ 授業の内容がよく分かる児童生徒の割合

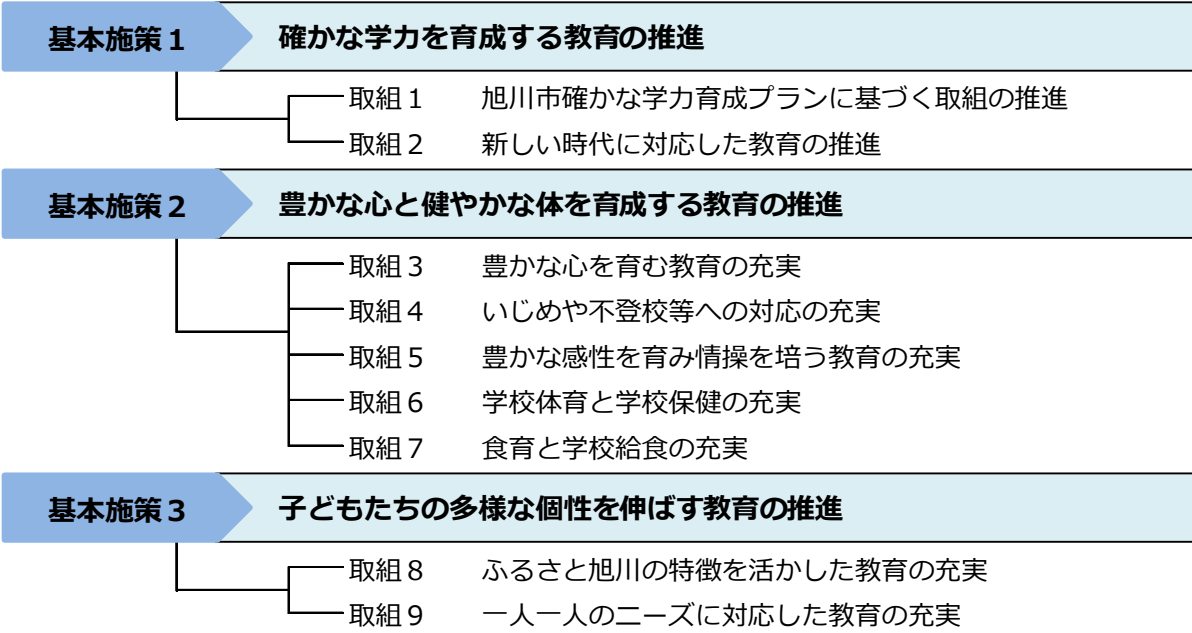
計画の体系

- 【基本理念】 ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成
- 【目指す子ども像】
- ◇ 自ら考え、仲間とともに学ぶ子ども
 - ◇ 自分と仲間を愛し、心豊かな子ども
 - ◇ 心身ともにしなやかでたくましい子ども

目標	基本施策	取組		
<p>目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む</p> <p>次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応し、自立して生きていく力を培い、誰もが輝き未来へはばたく教育を推進します</p>	<p>基本施策 1 確かな学力を育成する教育の推進</p>	<p>取組 1 旭川市確かな学力育成プランに基づく取組の推進</p> <p>取組 2 新しい時代に対応した教育の推進</p>		
	<p>基本施策 2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進</p>	<p>取組 3 豊かな心を育む教育の充実</p> <p>取組 4 いじめや不登校等への対応の充実</p> <p>取組 5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実</p> <p>取組 6 学校体育と学校保健の充実</p> <p>取組 7 食育と学校給食の充実</p>		
	<p>基本施策 3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進</p>	<p>取組 8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実</p> <p>取組 9 一人一人のニーズに対応した教育の充実</p>		
	<p>目標 2 子どもたちの学びの環境を整える</p> <p>子どもたちの安全・安心を確保し、生き生きと学ぶことができる環境づくりを推進します</p>	<p>基本施策 4 子どもたちの安全対策の充実</p>	<p>取組 10 危機管理体制の整備</p> <p>取組 11 安全教育と安全対策の充実</p>	
		<p>基本施策 5 教育環境の充実</p>	<p>取組 12 教材・教具の整備</p> <p>取組 13 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進</p> <p>取組 14 小・中学校の適正配置の推進</p> <p>取組 15 教育機会均等のための経済支援</p>	
		<p>目標 3 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる</p> <p>学校種間の連携や地域とともに歩む教育を推進し、学校の教育力を高めます</p>	<p>基本施策 6 学びを支える連携・地域との協働の推進</p>	<p>取組 16 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進</p>
			<p>基本施策 7 学校の教育力の向上</p>	<p>取組 17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進</p> <p>取組 18 学校における指導体制の充実</p>

VI 取組

目標 1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む



基本施策 1	確かな学力を育成する教育の推進
取組 1	旭川市確かな学力育成プランに基づく取組の推進
取組の方向性	<p>変化の激しい社会の中で、児童生徒が自分のよさや可能性を発揮し、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、基礎的な知識や技能を確実に習得するとともに、それらを活用して思考・判断・表現する力や、学びを人生や社会に生かそうとする態度を身に付けさせることが求められています。</p> <p>本市の児童生徒は、全国学力・学習状況調査の調査結果等から、自分で計画を立てて家庭学習に取り組む割合や家庭学習に取り組む時間が増加する傾向が見られる一方で、文章や図表などから目的に応じた必要な情報を取り出すこと、根拠を明確にして自分の考えを表現すること、習得した知識や技能を生活場面等で活用することなどに課題があることから、児童生徒一人一人へのきめ細かな学習指導を一層充実する必要があります。</p> <p>そのため、「旭川市確かな学力育成プラン」に基づき、児童生徒の実態を踏まえた指導資料の作成や研修会の実施を通して教員の授業力向上に努めるとともに、補充的な学習等の支援を充実するなどして、基礎的・基本的な知識・技能の習得や主体的に学習に取り組む態度の育成、落ち着いた学習環境の整備に取り組みます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 義務教育 9 年間を見通した教育課程編成の指針の作成・配付 □ 「指導の改善策」の作成 □ 学校訪問指導の実施 □ 授業力向上研修会の開催 □ 少人数学級編制の実施 □ 学習プリントの作成 □ 補充的な学習等への外部人材の活用 □ 授業力向上実践研究推進事業

◆目標1 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

取組2	新しい時代に対応した教育の推進
取組の方向性	<p>グローバル化や情報化などが加速度的に進展するこれからの社会を児童生徒が生き抜いていくことができるよう、コミュニケーション能力や情報活用能力とともに、身の回りに生じる様々な問題に自ら立ち向かい、その解決に向けて多様な他者と協働しながら最適な解決方法を探り出していく力を身に付けさせることが求められています。</p> <p>本市では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導・助言や外国人英語指導助手（ALT）及び小学校外国語活動サポーターの派遣、プログラミング教育に関する研修会の開催や指導資料の作成・配付などに取り組んできたところですが、学習指導要領に新たに示された教育や現代的な諸課題に対応する教育の充実に向けて一層支援する必要があります。</p> <p>そのため、これまでの取組の充実を図るとともに、新しい時代に対応した教育に関する研修会の実施や各学校への指導・助言を通して、主体的・対話的で深い学びを実現する指導の充実や英語教育・情報教育等の一層の推進に取り組みます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ プログラミング教育に関わる研修会等の実施 □ 北海道旭川工業高等学校及び旭川工業高等専門学校との連携 □ ICT活用方法への指導・助言 □ 外国人英語指導助手（ALT）・外国語活動サポーターの派遣 □ インターネット電話を活用した海外児童生徒との交流 □ 児童生徒向け「イングリッシュ・チャレンジ教室」の開催 □ 小学校教員英語研修会の開催

基本施策2 **豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進**

取組3	豊かな心を育む教育の充実
取組の方向性	<p>自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心など、「生きる力」の柱の一つである豊かな心を育成するため、自然体験活動やボランティア活動、部活動などの充実を図り、児童生徒の発達段階に応じた心に響く道徳教育を展開することが求められています。</p> <p>本市では、各種調査等における児童生徒の実態を踏まえ、「道徳の時間 指導資料」や「旭川市小学校教育課程編成の指針 特別の教科 道徳編」を作成し、指導方法の改善に取り組んでいますが、今後も多様な体験を生かした教育活動の推進や道徳科の指導の質の向上を図ることが必要です。</p> <p>そのため、ボランティア活動や部活動等の多様な体験活動、地域の人材や社会教育施設等を活用した学習活動、自己の生き方についての考えを深める道徳科の学習等を通して、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の一層の充実に取り組みます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 道徳科研修会の開催 □ 地域の人材や施設等のリストの作成・配付 □ ボランティア活動の充実 □ 情報モラルに関する指導 □ 体験活動を生かした授業づくりの指導・助言 □ 部活動の充実

取組4	いじめや不登校等への対応の充実
取組の方向性	<p>各学校においては、いじめの早期解決や不登校の解消など、児童生徒の心の問題にきめ細かく対応していますが、児童生徒が抱える様々な悩みの解決に向けては学校と家庭との連携に加え、児童生徒の置かれている状況に応じ、福祉や医療などとも連携を図りながら、心のケアに努めることが求められています。</p> <p>本市では、市内の全中学校の生徒がいじめの問題について主体的に考え行動する「生活・学習A c t サミット」を開催したり、不登校の児童生徒の学校復帰に向けて、学校と旭川市適応指導教室（ゆっくらす）及びスクールカウンセラーの連携による継続的な支援をしているところですが、今後も児童生徒一人一人の心に寄り添いながら、学校と家庭、関係機関等がより一層連携し、いじめや不登校等の解消に取り組むことが必要です。</p> <p>そのため、平成31年3月に策定した「旭川市いじめ防止基本方針」に基づき、インターネットを通じて行われるものを含むいじめの未然防止・早期対応等の取組を一層充実するとともに、不登校の児童生徒に対するきめ細かな支援に取り組めます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 「生活・学習A c t サミット」の開催 □ スクールカウンセラーの配置 □ 「旭川市適応指導教室（ゆっくらす）」の運営 □ オンラインサービスを活用した学習の支援

取組5	豊かな感性を育み情操を培う教育の充実
取組の方向性	<p>急速に進む技術革新等により、生活が質的に変化する社会にあっても、児童生徒が人間らしさを深めながら生きていくことができるよう、様々な教育活動を通じて、感性や想像力を働かせながら考えたり、判断したりするなどの資質・能力を育成し、豊かな情操を培うことが求められています。</p> <p>本市では、児童生徒へのミュージカルやコンサート鑑賞等の機会の提供、読書活動やボランティア活動の推進、全道大会等の出場に係る派遣費用の補助、文化活動で優れた実績を挙げた児童生徒の表彰等の取組を実施しているところですが、今後も多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな感性を育む必要があります。</p> <p>そのため、児童生徒が文化芸術や本に触れる機会の確保及び本市の文化施設の一層の活用など、文化芸術に親しむ機会や読書活動の充実に取り組めます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校司書の配置 □ 学校図書資料の整備 □ 文化芸術鑑賞機会の提供 □ 社会教育施設の活用 □ 地域の人材や施設等のリストの作成・配付 □ ボランティア活動の充実 □ 部活動の充実 □ 各種大会選手派遣費の一部補助 □ 旭川市教育奨励賞の表彰

取組6	学校体育と学校保健の充実		
取組の方向性	<p>児童生徒の体力向上や健康の保持増進のためには、体育・保健に関する指導の充実を図ることはもとより、家庭や地域社会と連携して日常生活における実践を促すなど、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、各種健診等必要な措置を講じることが求められています。</p> <p>本市では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において「体育・保健体育の授業は楽しいと思う」、「ほとんど毎日運動している」と回答した児童生徒の割合は、全国・全道平均より高い状況が見られますが、体力合計点は小学校・中学校共に全国・全道平均を下回っており、児童生徒の実態に応じた体力向上の取組を推進する必要があります。また、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合は中学校で減少傾向にあり、児童生徒の健康に関する実態に応じた取組の充実に加え、薬物や生活習慣に起因する疾病、アレルギー等、多様化する健康課題への対策を推進する必要があります。</p> <p>そのため、体育・保健体育の授業改善や健康課題に係る研修会の開催、年間を通じた運動機会の確保、適切な健康管理や保健指導の実施等により、家庭や地域と連携した運動習慣や望ましい生活習慣の定着を図るとともに、生活習慣病やがん、感染症など各種疾病についての理解を深め、児童生徒の体力向上や健康の保持増進に取り組めます。</p>		
主な事務事業	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> □ 小学校教員体育研修会の開催 □ 体力手帳の活用の促進 □ 部活動の充実 □ 学校保健研修会の開催 □ 健康診断・保健指導の実施 □ 旭川市教育奨励賞の表彰（再掲） </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> □ 体力向上に係る1校1実践の推進 □ スキー学習の実施 □ 薬物乱用防止教室の開催 □ 各種環境衛生検査の実施 □ 各種大会選手派遣費の一部補助（再掲） □ フッ化物洗口の実施 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> □ 小学校教員体育研修会の開催 □ 体力手帳の活用の促進 □ 部活動の充実 □ 学校保健研修会の開催 □ 健康診断・保健指導の実施 □ 旭川市教育奨励賞の表彰（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 体力向上に係る1校1実践の推進 □ スキー学習の実施 □ 薬物乱用防止教室の開催 □ 各種環境衛生検査の実施 □ 各種大会選手派遣費の一部補助（再掲） □ フッ化物洗口の実施
<ul style="list-style-type: none"> □ 小学校教員体育研修会の開催 □ 体力手帳の活用の促進 □ 部活動の充実 □ 学校保健研修会の開催 □ 健康診断・保健指導の実施 □ 旭川市教育奨励賞の表彰（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 体力向上に係る1校1実践の推進 □ スキー学習の実施 □ 薬物乱用防止教室の開催 □ 各種環境衛生検査の実施 □ 各種大会選手派遣費の一部補助（再掲） □ フッ化物洗口の実施 		

取組7	食育と学校給食の充実
取組の方向性	<p>学校教育における食育においては生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性についての指導を行い、児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせることが求められています。また、学校給食の提供に当たっては食物アレルギーを持つ児童生徒に対して、教職員が対応方法等を習得する必要があります。</p> <p>本市では、これまで児童生徒が学校給食を通じ、食文化やふるさと旭川の理解を深められるよう給食指導資料や食育指導資料の発行、地元産の新米や旬の野菜などの食材を活用した給食メニューの提供などに取り組んできました。今後は、学校給食の教育的効果を引き出すため生産者等との連携強化やアレルギー対応給食の提供に関するマニュアルの整備、アレルギー対応の徹底を図ることが必要です。</p> <p>そのため、児童生徒に対する食に関する指導を充実するとともに、学校給食に関する事故防止対策等の徹底、学校給食を効率的・安定的に提供するための調理・配膳業務の民間委託の検討、教職員の負担軽減や会計処理に係る透明性の確保などのため給食費の公会計化を進めます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 食に関する指導の実施 □ 食物アレルギーへの対応の充実 □ 給食費の公会計化の推進 □ 地産地消の取組の実施 □ 給食調理の民間委託の検討

基本施策3 **子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進**

取組8	ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実
取組の方向性	<p>学校教育においては、地域との関わりを通して児童生徒に社会の一員としての自覚をもたせ、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成するとともに、ふるさとへの愛着と誇りを醸成することが求められています。</p> <p>本市では、児童生徒の発達段階を踏まえ、中学校区の小・中学校と地域住民が連携したボランティア活動、関係部局や地域の企業等を活用した職場体験、異校種や異学年との交流活動等を通じて、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援するとともに、地域と連携した産業に関する学習や伝統を受け継ぐ活動等を行っているところですが、今後も、児童生徒が地域と接点を持ちながら、旭川の特徴や魅力について理解を深め、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感する地域に根ざしたキャリア教育を推進する必要があります。</p> <p>そのため、児童生徒が地域と触れ合う体験活動等の充実や、旭川の自然、文化など教育資源の有効活用を通して、ふるさと旭川のよさを活かした教育や自分の夢の実現を図るキャリア教育の推進に取り組めます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 小学校3・4年社会科副読本「あさひかわ」の作成・配付 □ 地域の人材や施設等のリストの作成・配付 □ ふるさと旭川への理解を深める学習や職場体験、職業講話等の実施 □ ボランティア活動の充実 □ ふるさと旭川のよさを活かしたキャリア教育の指導計画例の作成

取組9	一人一人のニーズに対応した教育の充実
取組の方向性	<p>子どもたち一人一人が将来豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上で、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供や多様性への適切な配慮が求められています。</p> <p>本市では、これまで、教育上特別の支援が必要な児童生徒に対し適切な指導や支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室を開設するとともに、特別支援教育補助指導員の配置に取り組んできたところです。また、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう看護師資格を有する特別支援教育補助指導員の配置にも取り組んできました。今後は、グローバル化の進展に伴う外国人児童生徒等への日本語指導や関係機関との連携による相談支援体制の構築が必要です。</p> <p>そのため、これまで行ってきた特別支援教育に係る取組を継続するとともに、児童生徒の実態に応じた支援を行う上で必要な人員の確保や、特別支援教育をはじめとした一人一人のニーズに対応した教育に関する専門性の向上を図る研修会の実施を通じた教員の資質能力の向上、子ども総合相談センターの関係機関との連携による相談支援体制を整備するなど、特別支援教育や帰国・外国人児童生徒への支援の充実に取り組みます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 特別支援学級・通級指導教室の開設 □ 特別支援教育補助指導員の配置 □ 特別支援教育等に関する研修会の開催 □ 子ども総合相談センター等との連携

基本施策 4 子どもたちの安全対策の充実

- 取組10 危機管理体制の整備
- 取組11 安全教育と安全対策の充実

基本施策 5 教育環境の充実

- 取組12 教材・教具の整備
- 取組13 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進
- 取組14 小・中学校の適正配置の推進
- 取組15 教育機会均等のための経済支援

基本施策 4 子どもたちの安全対策の充実

取組10	危機管理体制の整備
取組の方向性	<p>児童生徒に関わる事故等が発生した際、教育委員会や学校が円滑かつ的確な対応をとることができるよう、それぞれの役割等を明確にし、児童生徒の安全を確保する体制を確立することが求められています。</p> <p>各学校では、危機管理マニュアルについて教職員の共通理解を図り、事故等を想定した訓練で明らかとなった課題に対策を講じる取組などを実施するとともに、教育委員会では、「学校教育部危機管理マニュアル」を作成し、事故等が発生した際の対応に備えています。近年、全国的に多発する自然災害や学校が保有する情報に対する不正アクセスなどの事故等が発生していることを踏まえ、新たな危機事態に対応した危機管理体制の整備を図ることが必要です。</p> <p>そのため、関係部局や関係機関と連携した事故等の発生の予防はもとより、想定される危機を明確にするなどのマニュアルの見直しや、事故等が発生した際に児童生徒の生命や身体を守るため、危機事態に対応できる体制づくりに取り組めます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 学校教育部危機管理マニュアルの見直し □ 教育情報セキュリティ対策基準の周知・徹底

取組11	安全教育と安全対策の充実	
取組の方向性	<p>児童生徒が生涯にわたって安全で安心な生活を送ることができるよう、身の回りの生活の安全、交通安全、防災等に関する指導の充実を図り、児童生徒に日常生活の中に潜む危険を予測し、適切に意思決定や行動選択する能力を身に付けさせることが求められています。</p> <p>本市においては、全ての小・中学校で、交通安全教室、防犯教室や防犯訓練、自然災害を想定した防災訓練を実施するとともに、「旭川市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同安全点検、地域ボランティア等による通学路の見守り活動などを実施していますが、全国的に登下校時に児童生徒が事件・事故に巻き込まれる事例が発生している状況や自然災害の発生などを踏まえ、通学路を含めた学校における児童生徒の安全対策の充実を図る必要があります。</p> <p>そのため、警察や関係部局と連携した安全教育の充実を図り、児童生徒の危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会と連携しながら防犯・防災も含めた安全確保に取り組みます。</p>	
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 防犯教室、防犯訓練の実施 □ 防災訓練の実施 □ 安全マップを活用した安全指導 	<ul style="list-style-type: none"> □ 交通安全教室の実施 □ 子ども110番の取組の実施 □ 旭川市通学路交通安全プログラムの見直し

基本施策5**教育環境の充実**

取組12	教材・教具の整備	
取組の方向性	<p>教育課程実施に要する教材・教具の整備とともに、情報化の進展に伴う情報活用能力の育成に関わり、児童生徒の学び方の変化に対応した効果的な授業の実現のため、可動式コンピュータや無線LAN環境等、新たなICT環境の整備を進めることが求められています。</p> <p>本市では、これまでICT環境の整備についてはコンピュータ教室を中心に構築してきましたが、本市の厳しい財政状況により、国によるICT教育環境の整備目標には到達できていない状況です。</p> <p>今後は、教材整備指針を踏まえ、教育課程の実施に要する教材・教具、備品などを計画的に整備するとともに、ICT機器等については各学校に適切な選定や管理、効果的な活用等について情報提供を行います。</p>	
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 大型提示装置の設置、無線LANの接続及び可動式コンピュータへの更新 □ 教育課程の実施に要する教材・教具の整備 	

取組13	施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進
取組の方向性	<p>学校施設は本来、児童生徒の学習や生活の場ですが、地震などの災害時には、地域の避難所としての役割も担っており、教育活動はもとより災害時においても安全性や機能性を有していることが求められます。</p> <p>本市の学校施設は、築後30年以上が経過し老朽化が進んでいるものが多いため、これまで、それぞれの施設の状態を把握した適切な改修や維持管理に努めるとともに、全ての耐震補強予定校の補強工事や改築予定校の増改築工事を行ってきましたが、残りの改築予定校や、耐震性のない適正配置対象校及び耐震診断未実施校については、増改築等の時期や適正配置の進捗状況を踏まえ、今後、耐震化の方針を検討する必要があります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、老朽化への対策として施設の暖房・給排水・電気設備等の改修や学校と連携した施設設備の保守点検等を進め、また、学校施設の耐震化については費用の平準化を図りながら計画的な増改築等を行います。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 施設設備の改修・修繕 □ 法定点検等の実施 □ 校舎等の増改築、大規模改修の実施

取組14	小・中学校の適正配置の推進
取組の方向性	<p>学習指導要領では、児童生徒が主体的に学習に取り組むとともに、他者と協働することの重要性を理解する教育を推進することとしており、学校教育に対して児童生徒が集団の中で多様な意見に触れ、切磋琢磨しながら成長することが求められています。</p> <p>本市では、「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき平成31年度までに5学級以下の過小規模校を近隣の学校への統合や、一つの小学校から複数の中学校に進学する通学区域の見直しをすることとし、保護者や地域住民との協議を行っていますが、統合は11の対象校のうち2校、通学区域の見直しは7の対象校のうち2校の実施にとどまっています（予定含む。）。</p> <p>このため、児童生徒にとってよりよい教育環境について保護者や地域住民の合意が得られるよう、協議を継続します。また、旭川市立小・中学校適正配置計画は15年間の計画のため、平成32年度から始まる第2期の期間に向けて点検・見直しを行います。適正配置により生じた廃校校舎等についても地域住民との協議を行いながら有効活用を図ります。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（統合） □ 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（通学区域の見直し） □ 廃校校舎等の跡利用者の募集

取組15	教育機会均等のための経済支援
取組の方向性	<p>家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとされています。本市においても国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子どもの貧困対策を推進するとともに教育の機会均等を保障することが求められています。</p> <p>本市では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助や特別支援教育就学奨励費の支給を実施していますが、今後も保護者に対し、更なる制度の周知徹底を図る必要があります。</p> <p>そのため、全保護者を対象に就学援助の申請書や活用できる各種支援制度についてのお知らせの配布、学校と連携して様々な機会を通じた制度の概要や学習支援について情報提供を継続します。また、全庁的な貧困対策の情報共有を行うなど、必要な世帯に確実に支援できるよう取り組みます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 就学援助制度の実施 □ 特別支援教育就学奨励費事業の実施 □ 子育て支援会議への参画 □ オンラインサービスを活用した学習の支援（再掲）

基本施策 6 学びを支える連携・地域との協働の推進

取組16 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

基本施策 7 学校の教育力の向上

取組17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

取組18 学校における指導体制の充実

基本施策 6 学びを支える連携・地域との協働の推進

取組16	学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進
取組の方向性	<p>子どもたちや学校を取り巻く状況は複雑化、多様化し、地域ぐるみでの教育が不可欠となっており、学校と地域が力を合わせて子どもたちを育むコミュニティ・スクールが求められています。</p> <p>本市では、平成26年度から小中連携・一貫教育に取り組み、平成29年度に策定した「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」に基づく各中学校区での取組が進んできています。この連携をベースとして平成30年度から3中学校区でコミュニティ・スクールのモデル事業を開始しましたが、本市では1つの小学校から複数の中学校へ進学する校区があるなど、連携する上での課題も見られます。</p> <p>そのため、「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく通学区域の見直しを引き続き行うほか、これまで取り組んできた小学校と中学校の連携の充実を図るとともに、モデル事業での取組の成果を踏まえ、小中連携・一貫教育をベースとした各中学校区の状況に応じたコミュニティ・スクールの導入を、全小中学校において目指します。また、新学習指導要領において、幼児教育と小学校との教育課程の接続が一層求められていることから、幼稚園等と小学校との連携についても円滑な接続を図られるよう取り組みます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ コミュニティ・スクールの導入 □ コミュニティ・スクール研修会の開催 □ 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（通学区域の見直し）（再掲） □ 「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」に基づく取組の推進 □ 幼児教育との円滑な連携を図るスタートカリキュラムの整備

基本施策7 **学校の教育力の向上**

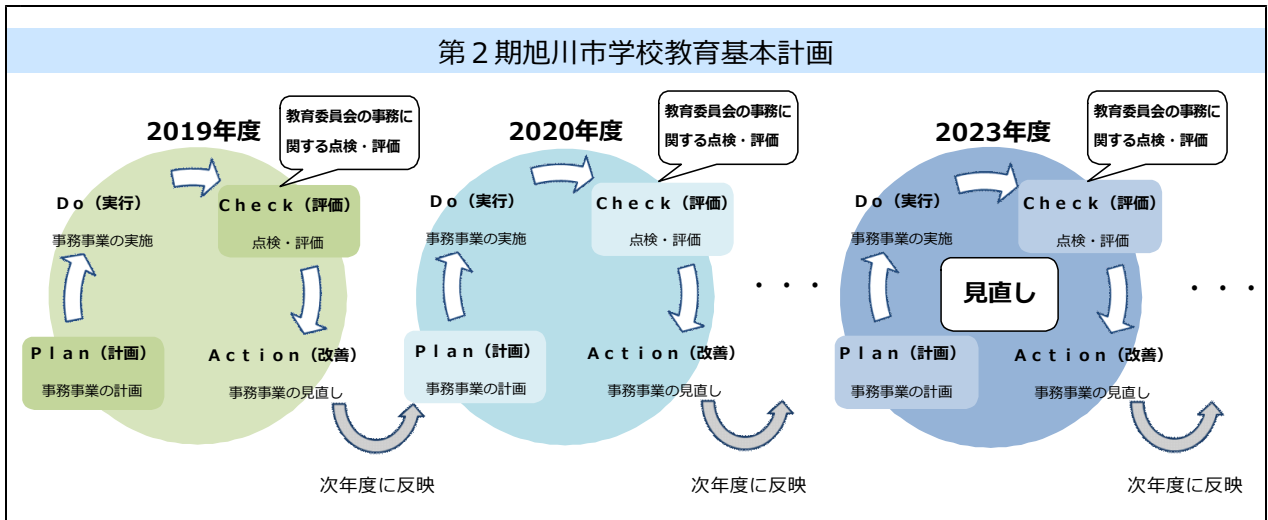
取組17	教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進
取組の方向性	<p>教職員の長時間勤務が看過できない実態であることから、文部科学省では平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」がとりまとめられ、また、北海道教育委員会では平成30年3月に「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」が作成されました。</p> <p>本市が平成30年7月に実施した「旭川市小中学校における教職員の勤務に係る実態調査」によると、教職員の1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分ですが、60時間を超える教職員の割合は、主幹教諭・教諭では小学校で24.9%、中学校では61.2%となっています。また、教頭においては、小中学校ともに9割近くが60時間を超える結果となっており、平成28年の道教委調査の結果よりも、長時間勤務となっている実態が明らかとなりました。</p> <p>そのため、本市では、教職員が心身ともに健康でいきいきと子どもたちと向き合うことができるよう、平成31年1月に策定した「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づき、教職員の勤務時間の縮減と負担軽減に向けた具体的な取組を実施し、教職員の働き方改革を推進します。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の実施

取組18	学校における指導体制の充実
取組の方向性	<p>管理職のリーダーシップの下、学校の教育目標の実現に向けて組織的・協働的に教育活動を展開する指導体制を充実するためには、個々の教職員の資質・能力の向上を図ることが必要であり、教科指導や生徒指導に関する指導力等に加え、法令遵守や服務規律の保持などの高い規範意識が求められています。</p> <p>本市では、法に定められた教員研修の実施はもとより、本市の教育課題に応じた独自の研修会を開催するなどし、チーム学校の一員として必要な教員の資質・能力の向上に取り組んできたところですが、若手教員の指導力の向上や新しい時代に求められる教育課題に対応する力を身に付けるための研修等を一層充実する必要があります。</p> <p>そのため、今日的な教育課題や学校組織マネジメント、教職員の服務規律の保持など、教育公務員としての専門性や倫理観を高める研修会を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組めます。</p>
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">□ 法定研修の実施 <li style="width: 50%;">□ 専門性を高める研修の実施 <li style="width: 50%;">□ 上川教育研修センター等との連携 <li style="width: 50%;">□ 教職員の服務規律の保持

Ⅶ 計画の推進

第2期計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルに基づき、毎年度、成果を客観的に検証するとともに、課題等を明らかにして翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させていきます。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による「教育委員会の事務に関する点検・評価」を活用して、第三者の知見を反映させ客観的な評価を行います。

【本計画の進行管理イメージ】



資料編

指標一覧

○平成30年度の状況は平成31年1月までに把握できたものを記載しています。

基本施策	指 標	平成30年度 (2018年度)	平成39年度 (2027年度)
基本施策1	取組1 旭川市確かな学力推進プランに基づく取組の推進		
確かな学力を育成する教育の推進	指標① 全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学において <u>正答数が少ない層</u> ※の児童生徒の割合 ※正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層。	小：国語 旭川20.8% 全国22.0% 小：算数 旭川24.3% 全国24.3% 中：国語 旭川23.4% 全国23.2% 中：数学 旭川28.5% 全国23.3%	全国より少ない
	指標② 課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合	小：86.4% 中：81.7%	9割以上を目指す
	指標③ 学習のきまりを守っている児童生徒の割合	小：91.4% 中：84.8%	9割以上を目指す
	取組2 新しい時代に対応した教育の推進		
	指標④ 児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合	77.2%	9割以上
	指標⑤ 英語の授業において、児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っていると回答した教員の割合	小：－ 中：76.8%	9割以上
基本施策2	取組3 豊かな心を育む教育の充実		
豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	指標⑥ 自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合	小：84.4% 中：77.6%	9割以上を目指す
	指標⑦ 進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合	小：80.8% 中：76.0%	9割以上を目指す
	取組4 いじめや不登校等への対応の充実		
	指標⑧ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小：98.7% 中：96.9%	100%を目指す
	指標⑨ 適応指導教室や児童相談所等の専門機関や医療機関等において相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合	40.1%	100%を目指す
	取組5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実		
指標⑩ 学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合	小：74.3% 中：69.9%	8割以上を目指す	

基本施策	指 標	平成30年度 (2018年度)	平成39年度 (2027年度)
基本施策2 豊かな心と 健やかな体 を育成する 教育の推進	取組6 学校体育と学校保健の充実		
	指標⑪ 1週間当たりの総運動時間（体育・保健体育の授業を除く）が7時間以上の児童生徒の割合	小:47.6% 中:66.8%	小:5割以上 を 目指す 中:7割以上 を 目指す
	取組7 食育と学校給食の充実		
	指標⑫ 学校給食が好きだと思ふ児童生徒の割合	小:71.7% 中:57.7% (H29実績)	小:8割以上 を 目指す 中:7割以上 を 目指す
基本施策3 子どもたち の多様な個 性を伸ばす 教育の推進	取組8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実		
	指標⑬ 旭川の人材や施設等を効果的に活用するなど、特色ある教育活動に取り組んでいる学校の割合	小:71.9% 中:68.5%	8割以上
	取組9 一人一人のニーズに対応した教育の充実		
	指標⑭ 特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合	小:85.1% 中:81.4%	100%
基本施策4 子どもたち 安全対策の 充実	取組10 危機管理体制の整備		
	指標⑮ 学校安全計画の検証・見直しをしている学校の割合	100%	100%を 維持
	取組11 安全教育と安全対策の充実		
	指標⑯ 自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合	小:89.4% 中:80.2%	100%を 目指す
基本施策5 教育環境の 充実	取組12 教材・教具の整備		
	指標⑰ 普通教室における大型提示装置（テレビ）の整備率	小:61.8% 中:48.0%	小:100% 中:100%
	指標⑱ 普通教室における無線LANの整備率	24.7%	100%
	取組13 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進		
	指標⑲ 耐震性のない学校における耐震化の実施率	0%	100%
	取組14 小・中学校の適正配置の推進		
	指標⑳ 適正な学校規模の確保	17校中2校	17校中16校
	指標㉑ 小・中学校の通学区域の整合性	15校中2校	15校中12校
	取組15 教育機会均等のための経済支援		
	指標㉒ 就学援助制度についての周知	4媒体	5媒体以上

基本施策	指 標	平成30年度 (2018年度)	平成39年度 (2027年度)
基本施策6	取組16 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進		
学びを支える連携・地域との協働の推進	指標㉓ 中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合	63.0%	100%
	指標㉔ 教育活動の質的向上に向け、保護者や地域住民との協働による取組を行っている学校の割合	9.9%	100%
基本施策7	取組17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進		
学校の教育力の向上	指標㉕ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員の割合	小:24.9% 中:61.2%	小:0% 中:0%
	取組18 学校における指導体制の充実		
	指標㉖ 授業の内容がよく分かる児童生徒の割合	小:91.9% 中:88.5%	100%を目指す

用語と解説

あ

旭川市地域まちづくり推進協議会（P4）

地域を構成する団体等が互いに対等な立場で参加するネットワークとして、市民委員会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、商工関係団体、消防団、福祉関係団体、NPO等の代表者及び公募委員により構成している。地域のまちづくりの検討と推進及び支援策に関することを協議し、課題やその解決方法について市長へ提言するとともに、地域課題の解決に取り組む。

安全教育（P9, 12, 14, 21, 22）

児童生徒が安全な生活を営むのに必要な事項を実践的に理解し、安全な行動ができるような態度や能力を身に付けることをねらいとした、生活安全、交通安全、災害安全を内容とする教育。

か

外国人英語指導助手（A L T）（P16）

小・中学校における英語教育や国際理解教育の充実を図るため、市内小・中学校に派遣されている英語を母国語とする外国人。

学習指導要領（P1, 3, 6, 16, 23, 25）

法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示したもの。

学校司書（P3, 7, 17）

児童生徒及び教員による学校図書館の利用の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員で、学校図書館の日常の運営・管理、学校図書館を活用した教育活動の支援を行う。学校図書館法により、配置は努力義務と規定されている。

き

キャリア教育（P19）

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

給食費の公会計化（P19）

給食費を市の会計で管理すること。本市では、学校給食費は各学校長が管理する「私会計」としている（平成31年3月現在）。

教育課程（P4, 6, 13, 16, 22, 25）

学校教育の目的や目標を達成するために教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

こ

子供の貧困対策に関する大綱（P24）

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第8条に基づき、平成26年8月29日に閣議決定された。子どもの貧困対策を総合的に推進し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針、二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策、三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項、四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項について定めている。

コミュニティ・スクール（P3, 5, 13, 14, 25）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育委員会規則に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校。一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることができる。

し

小中学生の意識調査（P3）

国が子ども・若者育成支援施策の基礎資料とするため、全国の小・中学生2,000人とその保護者のうち協力を得られた者を対象に、家庭生活、学校生活、友人関係等に関する意識や子育ての方針や悩み等について、平成25年に実施した調査（平成25年度 小学生・中学生の意識に関する調査）。

小中連携・一貫教育（P4, 25）

小・中学校の9年間を見通した系統的な教育活動や小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組を通して、子ども一人一人の学力の向上や人間形成を図る教育。

少人数学級編制（P6, 15）

国の「小学校（中学校）設置基準」で定める1学級の児童（生徒）数の上限よりも少ない基準による人数で学級編制を行うこと。

情報教育（P16）

情報社会に主体的に参画する態度や、情報モラルを含む情報活用能力を子どもたちに身に付けさせる教育。

す

スクールカウンセラー（P7, 17）

子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

せ

生活・学習Actサミット（P17）

全中学校の生徒会役員等が弁護士や心理士などの専門家を交え、旭川の子どもたちの現状や課題などを踏まえ、よりよい生活の在り方について生徒自ら考えを深める会議。

全国学力・学習状況調査（P3，6，12，15）

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的として、国が平成19年度から小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している調査。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（P3，8，18）

児童生徒の体力・運動能力の状況を把握・分析し、体力・運動能力の向上に係る取組の改善を図るため、国が平成20年から実施している調査。

小学校5年生と中学校2年生を対象とし、実技に関する調査（新体力テストと同様）と運動習慣や生活習慣等に関する質問紙調査があるほか、学校に対する質問紙調査がある。

つ

通級指導教室（P20）

小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科等の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた一部特別の指導（通級による指導）を行うための教室。

て

適応指導教室（P7，12，17）

不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、保護者や在籍校、関係機関と連携を深め、学習支援・教育相談・体験活動など多様な活動を一人一人の実態に即して行い、当該児童生徒の生活意欲を育むとともに、学校生活への適応や学校復帰を支援するなど、豊かな情操や社会性を育むための支援及び指導を行うことを目的とした教室。

と

特別支援学級（P20）

障害があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のために、必要に応じて設置される学級。

特別支援教育（P6，7，12，20）

障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育。

特別支援教育補助指導員（P20）

学級担任等による指導や支援を補助し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒への支援及び学級等の運営支援を行う。なお、看護師免許を有する者は、上記業務のほか、医師の指示書に基づく医療的ケア（導尿、たん吸引等）を実施している。

ひ

ビッグデータ (P2)

コンピューターや通信機器などの高機能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々刻々と記録されている様々なデータの巨大な集まり。データの種類や量になんらかの規定があるわけではなく、多くの種類と形式のデータがあると同時に、これまでのデータベースでファイル管理されている構造化データ、検索や整理、変更などの一括したファイル管理が難しい、非構造的に記録されているものも含まれている。

貧困率 (P3)

所得が国民の「平均値」の半分（貧困線）に満たない人の全人口に占める割合。

ふ

フッ化物洗口 (P18)

週に1～5回フッ化物の水溶液を少量（5～10ml）口に含み、ブクブクうがいを行い、むし歯を予防する方法。（旭川市では週1回実施）

プログラミング教育 (P16)

子どもたちに、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験することで、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成する教育。

A

AI (P2)

artificial intelligenceの略で、人工知能と訳される。学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューター・システム。

I

ICT (P3, 12, 16, 22)

Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関する技術のことだが、それにとどまらず、これらを活用した機器やサービスなども含む幅広い概念として使用されている。

IoT (P2)

Internet of Thingsの略で「モノのインターネット」と訳される。センサーと通信機器が組み込まれたモノ（物）が、インターネットを通じてあらゆるモノとつながり、互いの情報・機能を補完・共生し合う状態。

O

OECD (P3)

経済協力開発機構の略。本部はフランスのパリ。1948年に発足したOEEC（ヨーロッパ経済協力機構）が前身で、これにアメリカ及びカナダが加わり1961年にOECDとなった。日本は1964年に加盟。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1）経済成長、2）貿易自由化、3）途上国支援に貢献することを目的としている。

S

SNS (P3)

インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。